

## 会員の入会・退会及び会費等に関する規程

2023年9月7日制定  
2024年5月15日改正  
2025年12月15日改正

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人雅楽協会定款第3章「会員」の規程に関し、その詳細について必要な事項を定める。

### (会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1)運営会員 この法人の目的および事業に賛同し、法人が公益的な活動を行う団体であることを理解し、法人の運営や事業に貢献することを希望する、下記のいずれかに該当する満18歳以上の者であり、定款第7条第1項の所定の手続きを経て入会し、第8条の入会金および会費を納める個人。

イ. 雅楽に関わる演奏家

ロ. 雅楽に関わる研究者

ハ. 雅楽に関わる楽器・材料・用具類に携わる者

ニ. 雅楽に関わるマネジメントや公演等の制作に携わる者

ホ. 上記に準じる者と理事会で認められた者

(2)一般会員 この法人の目的および事業に賛同して入会した個人で、雅楽に関心を持ち、雅楽を愛好する者であり、定款第7条第3項の所定の手続きを経て入会し、第8条の入会金および会費を納める個人。

(3)サポート会員 この法人の目的に賛同し、事業を資金面で賛助することを希望し、定款第7条第3項の所定の手続きを経て入会し、第8条の会費を納める個人または団体。

### (入会手続き)

第3条 定款第6条において定める運営会員になろうとする者は、既に運営会員となっている者1名の推薦を受け、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、法人設立の主旨、法人の意義、組成を十分に理解し、運営に協力する旨の誓約書を添えて入会を申し込み、理事会において入会の承認を得るものとする。

2 次のいずれかに該当する者は、次の書類等を提出しなければならない。

(1)雅楽に関わる演奏家 演奏経歴書

(2)雅楽に関わる研究者 研究実績を確認できる資料、または、研究者であることが確認できる資料

(3)雅楽に関わる楽器・材料・用具類に携わる者 実績を示す資料、または、製作経歴書

(4)雅楽に関わるマネジメントや公演等の制作に携わる者 実績を示す資料、または、マネジメントや公演制作等の実績を記載した経歴書

3 前項により理事会の承認を得た日を入会日とする。

4 第1項により理事会の承認を得た場合であっても、入会金および会費が理事会承認後1ヶ月以内にこの法人に納入されない場合には理事会の承認は得られなかったものとする。

5 理事会は、第1項において入会を推薦する運営会員に、推薦する根拠等を直接尋ねることができる。

6 第2項において入会を推薦する運営会員は、入会者の入会后におけるこの法人の運営への協力につき助力をし、この法人との間に問題が生じた場合にはその解決に向けて協力するものとする。

第4条 定款第6条において定める一般会員になろうとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)法人所定の入会申込書

(2)高等学校、高等専修学校、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校、大学院のいずれかに在学し、学生料金の適用を希望する者は、在学を確認できる書類

3 前項による入会申し込みをこの法人が受け付けた日を入会日とする。

4 第2項による申し込みが行われた場合であっても、第6条の会費が入会申込日から1ヶ月以内にこの法人に納入されない場合には申し込みは行われなかったものとする。

第5条 定款第6条において定めるサポート会員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記載の上でこの法人に入会を申し込みものとする。

3 前項による入会申し込みをこの法人が受け付けた日を入会日とする。

4 第2項による申し込みが行われた場合であっても、賛助会費が入会申込日から1ヶ月以内にこの法人に納入されない場合には申し込みは行われなかったものとする。

(入会金、会費)

第6条 入会金および会費は次の通りとする。

(1)運営会員 入会金 5,000円 年会費 1口9,000円(口数は任意とするが、1口以上とする。)

(2)一般会員 入会金 1,000円 年会費 1口3,000円(口数は任意とするが、1口以上とする。また、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校、大学院のいずれかに在学する場合は、1口1,500円とする。)

(3)賛助会費 1口10,000円(口数は任意とするが、個人1口、団体3口以上とする。)

2 入会金及び会費は、毎事業年度における全部又は一部を当該年度の法人会計に使用することができる。

3 会員が退会し、または除名された場合であっても会費等の返還は行わない。

(会費等の納入方法)

第7条 入会金は、入会時に全額をこの法人に納入するものとする。

2 運営会員の会費は、毎年当該年度4月末までに、全額をこの法人に納入するものとする。

3 一般会員およびサポート会員の会費は、毎年会員更新月の月末までに、全額をこの法人に納入するものとする。

(任意退会)

第8条 自らの意思によりこの法人を退会しようとする会員は、所定の退会届に必要事項を記載の上でこれをこの法人に届け出るものとする。

2 前項の退会届をこの法人が受領した日付をもって退会日とする。

3 前項の退会日の属する年度の会費が既に納入されている場合、当該会費を会員に返還しない。ただし、退会日の属する年度の翌年度以降の会費が既に納入されている場合にはこれを会員に返還する。

4 年度の途中において退会するときは、その会員であった事業年度の未納会費を納入しなければならない。

(除名)

第9条 この法人の総会前に除名予定の会員に行う通知は、その時にこの法人に届け出られた当該会員の住所地へ宛てた配達証明郵便により行い、到達の有無を問わずこれにより通知が行われたものとする。除名決議後の通知も同様とする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員資格の喪失はそれぞれ次の時日を喪失日とする。

(1) 定款第12条第2項 会費未納となった2年度目の年度末日

(2) 定款第12条第1項、第3項、第4項および第5号 当該事実をこの法人が知った日

2 会員の資格喪失は定款第12条による事由のほか、この法人から会員に宛てた郵便物が居所不明により2年間に亘ってこの法人に返送された場合に、この2年目の最終の郵便物がこの法人に返送された日をもって資格を喪失する。ただし、この事由により資格を喪失した場合には、会員本人による申し出により資格喪失を取り消す事が出来る。

(理事会による入会の承認)

第11条 第7条第2項の入会の承認は、入会申込者がこの法人の目的および事業に賛同し、この法人の運営や事業に貢献することを希望している点、および既に会員となっている者との間に友好的関係を構築する意思を理事会において確認、検討した上でこれを行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、2024年5月15日から施行する。

附則

この規程は、2025年12月15日から施行する。